

しまなみの多島海景観に調和した サイクリングターミナルの設計

高知工科大学 システム工学群 建築・都市デザイン専攻
木原 敬吾
指導教員 重山 陽一郎

1. 背景

(1) サイクリング需要の変化

愛媛県今治市にあるサイクリングターミナルのサンライズ糸山は、現在今治市が管理・運営しており、サイクリストの憩いの場となっている。ここを起点に尾道が終点のサイクリングコースもあり、日本ではもちろん海外からも多くのサイクリストが集う有名なコースである(図1)。



図 1. しまなみ海道サイクリングロード
(国土地理院 地図に筆者加筆)



図 2. 外国人のサイクリング利用者の推移
(出典：尾道市産業部観光課 1)

一時はコロナ禍でサイクリングの利用者が激減したものの2023年以降はコロナ前より増加傾向にあり、外国人利用者はコロナ禍前よりも大幅に増加している(図2)。

(2) 愛媛の「玄関」の物寂しい景観

現在のサンライズ糸山周辺の敷地はひな壇造成となっており、本来は緑豊かな法面である場所を臨時駐車場として削っているため、しまなみの景観を台無しにしている。

さらに、サイクリングの起終点であるこの場所に到着した際に建物が海への視界を遮っているため、しまなみの多島海と来島海峡大橋を借景とした景色が真っ先に一望できない(図3)。



図 3. 現在のサイクリストが見るサンライズ糸山に到着した時の景色

(3) 周辺の景観保全のための建設制限

サンライズ糸山の周辺は、しまなみ海道の四国側玄関口という特別な立地にあり、来島海峡と大橋を望む圧倒的な景観が最大の特徴である。海に向かって緩やかに傾斜する地形が多く、眺望を活かした建築に適している一方、造成には慎重さが求められる。北側には瀬戸内海国立公園があり、第二種特別地域という高さ 13m 又は延床面積 1,000㎡を超える建築物等の一定の基準を超える工作物を新築・増築・改築する場合や土地の形状を変更する等の場合は環

卒業設計概要

境大臣への届出が必要な地域が広がっている(図4)。そのため、隣接する設計対象地においても景観保全を前提とした計画が不可欠である。

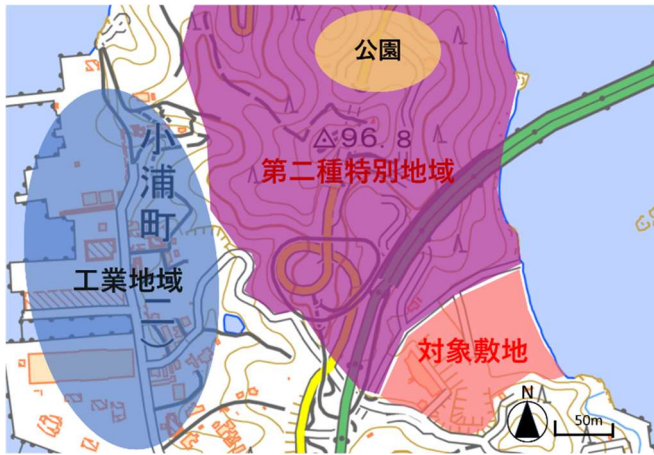


図4. 対象敷地周りの状況
(国土地理院 地図に筆者加筆)

2. 目的

- ・観光客が増加し家族連れで来られる方も多いため、宿泊施設を拡大するとともに、年齢層関係なく楽しめる空間をつくる。
- ・サイクリストがゴールした際に到着点にふさわしい景

色と、多島海景観を眺めながらくつろげる空間を設計する。

- ・対象敷地に隣接している第二種特別地域の規制条件を考慮しつつ景観を損なわないような空間を作る。

3. 対象敷地

大浜系山線と側道、瀬戸内海に囲まれた敷地を対象とする。高低差が30mほどある傾斜地となっており、そのまま瀬戸内海に接している(図5)。



図5. 対象敷地地図
(国土地理院 地図に筆者加筆)

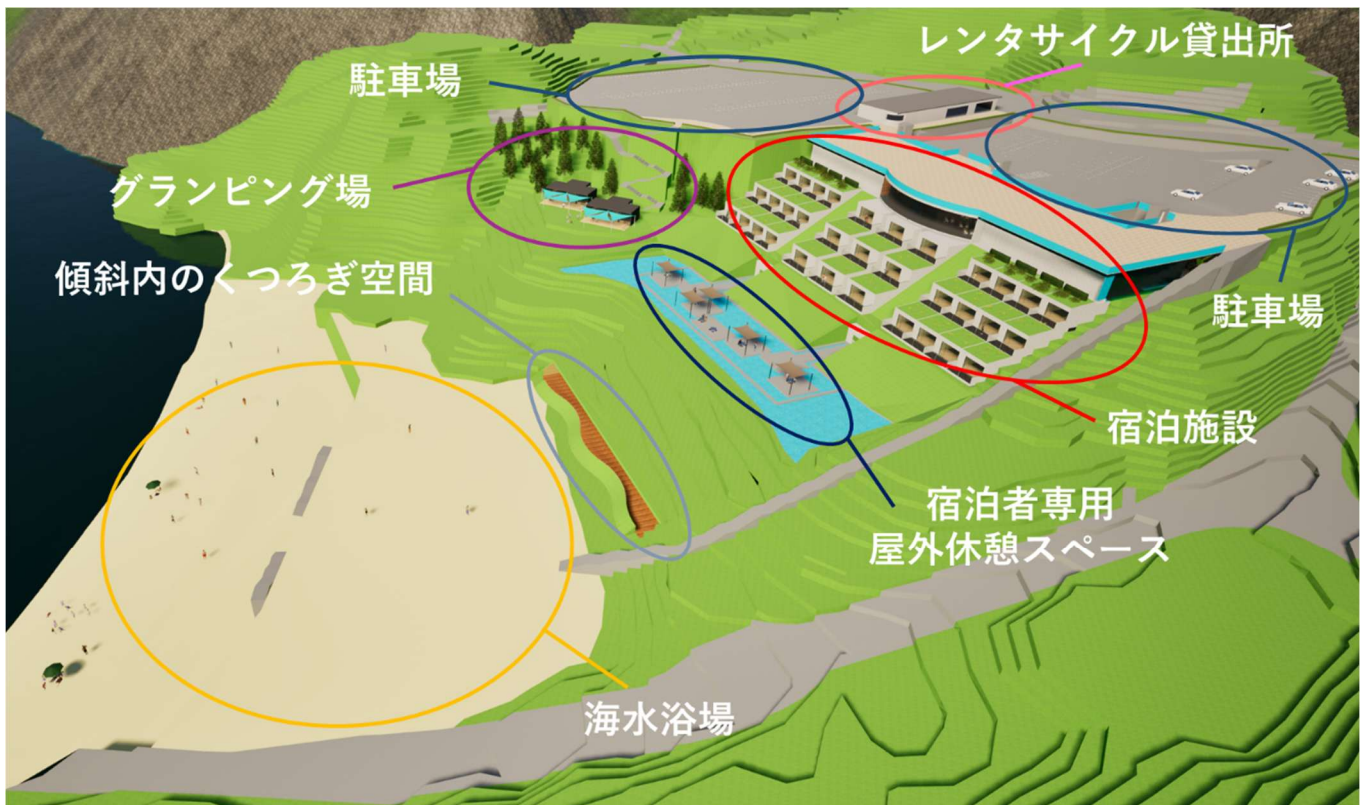


図6. 全体配置図

4. 設計方針

1) 宿泊施設の建替え・増築

- ・今よりも多くの宿泊部屋の設置
- ・レストランやお土産コーナーの設置
- ・グランピング場の設置

2) 多島海景観を味わえる空間の設置

- ・サイクリングでゴールした際に駐車場からでも多島海が眺められる設計
- ・どの宿泊部屋からも眺められる設計

3) 周囲の景観を損なわないデザイン

- ・傾斜に沿った施設を設計
- ・外壁・屋上の緑化

5. 設計

駐車場、レンタサイクル貸出所、宿泊施設、宿泊者専用屋外休憩スペース、グランピング場、傾斜内のくつろぎ空間、海水浴場の7つの空間を創造する(図6)。

1) 駐車場と正面入口

臨時駐車場を建物前の駐車場に移転・拡大する。これにより、現在の駐車可能台数と同等の駐車数を確保できる。

サイクリストがゴールした際に多島海と来島海峡大橋が見えるよう風景を遮る植木を減らす。また、駐車場の車も眺めを妨げるため駐車場を掘り込み型にして高さを下げている。さらに建物は路面より下に建て、海への眺めを遮るものが全くないようにしている(図7)。



図 7. 設計後のゴール時のサイクリストが見る景色

現在は、駐車場内にあるレンタサイクル貸出所の位置を変更し、大浜糸山線から駐車場、宿泊施設に出入りしやすいような動線を確保している(図8)。



図 8. レンタサイクル貸出所周辺の動線

2) 宿泊施設

傾斜に沿って宿泊施設を設置する。これにより宿泊部屋を増やすとともにどの部屋からでも、多島海景観を楽しむことができる。当施設は、最上階が1階として最下層が地下3階の計4階建てとなっている。地下1階から地下3階は宿泊部屋で、既存の宿泊施設より部屋数が増えている。各部屋の屋上が上の部屋のテラス状になっているため、景観を損なわず多島海景観の一部となるように緑化している(図9)。



図 9. 宿泊施設の鳥観図

1階は宿泊者以外も利用可能なレストランやお土産コーナーが設置されている(図10)。



図 10. 宿泊施設内のレストランの様子

3) 宿泊者専用屋外休憩スペース

宿泊者のみが利用できる、多島海景観を楽しみながら食事や休憩ができるスペースを中段に設ける。それによって宿泊者増加を狙っている(図 11)。



図 11. 宿泊者専用屋外休憩スペースの様子

4) グランピング場

宿泊者専用屋外休憩スペースの南東側にグランピング場を設置する。屋外休憩スペースよりも少し高い土地にあり、宿泊施設利用者や一般の観光客は容易に入れないようになっている(図 12)。

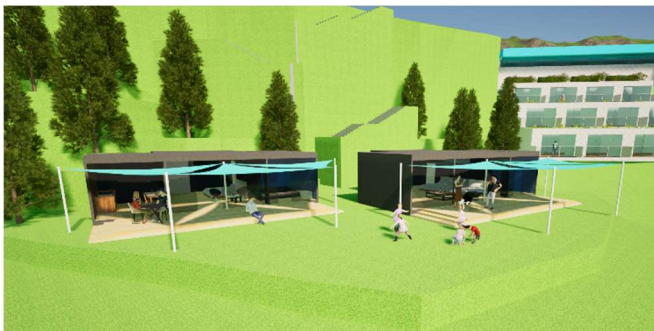


図 12. グランピング場の様子

5) 傾斜内のくつろぎ空間

海水浴場内に施設を設けると景観の妨げになるため、中段から下段にかけて斜面に埋もれる形で海水浴客がくつろぐ空間を作る。これにより子供連れの親御さんなどが休憩したり脱水症状で倒れた方を応急処置できる(図 13,14)。



図 13. 傾斜内のくつろぎ空間周辺の様子



図 14. 傾斜内のくつろぎ空間内の様子

6) 海水浴場

ここでは宿泊者以外の方でも楽しめる場所となっており、傾斜内のくつろぎ空間が浸水しないよう堤防を設け、高低差を創出する。この堤防は周りの景観に考慮して法面を緑化している(図 15)。



図 15. 海水浴場の様子

6. 参考文献

1) 瀬戸内しまなみ海道の取組みについて：2024年12月23日、尾道市産業部観光課長 山本涼

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/300275.pdf>